



(電子版)

info@jikosoren.jp

2022年 第2号 2022年1月18日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

休息期間11時間/9時間で対立

改善基準改正審議

バス労働側が努力義務を容認の発言

審議が行われる会場前で宣伝行動＝2022. 1. 14、三田共用会議所前



改善基準告示の改正を審議する労政審の第7回専門委員会（ハイタク、バス、トラックの全委員が参加）が1月14日に開かれました。菊池書記長が傍聴しました。

前回のハイタクとバスの作業部会で、休息期間11時間の当初案を後退させる9時間という追加案が出されてから初めての専門委員会で、休息期間などについて労使が意見を出しあいました。ハイタクの労使は、9時間と11時間で対立して平行線でしたが、バスの労働側委員（交通労連）が、11時間は努力義務でいいととれる発言をしたため、バスでは9時間案が通ってしまう危険性があります。

審議会場で宣伝、休息期間11時間を求める

審議の重大局面にあたり、会場の前で、インターネット署名に共同してとりくんだ雇用共同アクション（全労連、全労協など）が宣伝行動を行い、東京地連、交運共闘の仲間が参加しました。全労連の黒澤事務局長が、休息期間11時間は世界の常識と訴え、菊池書記長が審議の経過に触れて11時間で決めてもらいたいと、審議に

第7回労政審専門委員会＝2022. 1. 14、三田共用会議所



参加する委員、厚労省に呼びかけました。

審議では、集計が遅れていたトラックの実態調査（アンケート）の結果が報告され、医療測定機器を装着して36人の運転者について調べた「疲労度調査結果」も報告されました。疲労度は、拘束時間が長くなれば増す、休息期間が長くなると減るという当然の結果が出たことが報告されました。

改善基準改正については、項目ごとに労使の委員が意見を出し合い、まとめはしませんでした。ハイタク、バスについては3月頃にとりまとめるというスケジュールが示されました（下記表を参照）。

意見のうち、休息期間に関わるものは以下のとおりです。

バス労働者委員 「『11時間に努める』を先に書けばいい」

【1日の拘束時間、休息期間について】

○タク使用者委員（武居）（追加案で）日勤で休息期間9時間以上というのは、私どもの要望を理解していただいたと思う。これで拘束時間は、いまは13から最大16時間できるのが1時間減るが、やむを得ない。「2日以上連続して14時間を超えてはならない」というのは、気候などで需要が変わることもあるので、連続というのは省いてほしい。

○タク労働者委員（松永）日勤の休息期間は11時間以上が前提だ。それを下回る場合に9時間以上も（例外として）認めるということにする。（14時間超えの）連続禁止は残してほしい。

今後のスケジュール（2022. 1. 14事務局提案）

	ハイタク、バス	トラック
令和3年度	▷3月頃 とりまとめ → 専門委員会に報告	▷見直しの議論
令和4年度		▷7月頃 とりまとめ → 専門委員会に報告 → 労働条件分科会に報告 ▷年内目途 改正改善基準告示 公布（令和6年4月1日 施行）

- タク労働者委員（久松） 隔日勤務は現行のままというのは受け入れられない。見直しが必要で、休息期間は24時間を主張したい。
- バス使用者委員（斎藤） （追加案の）休息期間9時間への変更というのは、大きな変更だが、同意したい。それでも運行管理者への負担は大きい。連続や回数制限は、ほかの項目で管理されているので、しなくてもいい。
- バス労働者委員（鎌田） 追加案の書く順序を入れ替えてほしい。先に、休息期間11時間以上とするよう努めることというのを書いて、次に、ただしそれを下回る場合は9時間以上とする、と表記を逆にしてほしい。
- トラ使用者委員 1日の拘束時間は、宿泊を伴う勤務の場合、18時間というのもできるのではないか。その場合、休息期間は11時間とろうという考え方だ。
- トラ労働委員 規定は3業態合わせてほしい。拘束18時間は認められない。休息期間は11時間を重視すべきではないか。
- タク使用者委員（清水） あんまり窮屈に締め付けるのはどうか。休息期間は9時間の線でいってほしい。
- タク使用者委員（武居） 乗客の都合で帰庫が遅れることがある。最大拘束時間のなかで1時間延ばすことができるように、柔軟な制度にしてほしい。

今後の宣伝、署名、事業者団体申し入れの計画

◎ 会場前宣伝 2/17、2/21予定

今後の審議予定は、トラック作業部会が1月21日、バス作業部会が2月17日、ハイタク作業部会が2月21日に予定されています。

バスとハイタクの作業部会では会場前での宣伝を計画します。場所は未定。

◎ 新たな署名

昨年末にとりくんだ署名については、いったん終了し、新たな団体署名とインターネット署名を企画し、2月17日のバス作業部会までに集約する方向でとりくみます。全労連・全労協・純中立などが参加する「雇用共同アクション」でとりくむこととし、署名の提出先を、事業者団体（バス協会、全タク連、トラック協会）と審議会に委員を出している労働団体（交通労連、運輸労連、私鉄総連、全自交）として、審議に代表が参加していない労働者、国民の意見を聞くように求めることにしています。

準備ができ次第、連絡します。

◎ 事業者団体要請

休息期間11時間に反対する事業者団体に対して、集めた署名をもって要請することを計画します。2月17日のバス作業部会前に行うように計画します。

(1/14の専門委員会で作された資料)

改善基準告示の見直しの方向性について (一覧表) 厚労省労基局監督課
1日の拘束時間、休息期間について

タクシー		
現行	案	追加案
<p>【日勤】</p> <p>▷休息期間：8時間</p> <p>▷拘束時間：13時間 (最大16時間)</p> <p>【隔勤】</p> <p>▷休息期間：20時間</p> <p>▷拘束時間：21時間</p>	<p>【日勤】</p> <p>▷休息期間：<u>11時間</u> (週3回まで9時間)</p> <p>▷拘束時間：<u>13時間</u> (週3回まで15時間)</p> <p>【隔勤】</p> <p>▷休息期間：20時間</p> <p>▷拘束時間：21時間</p>	<p>【日勤】</p> <p>▷休息期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>9時間以上</u> ・<u>11時間以上</u>とするよう努めること。 <p>▷拘束時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>13時間 (最大15時間)</u> ・<u>2日以上連続して14時間を超えてはならない。</u> <p>【隔勤】</p> <p>▷休息期間：20時間</p> <p>▷拘束時間：21時間</p>
バス		
現行	案	追加案
<p>▷1日の休息期間：<u>8時間</u></p> <p>▷1日の拘束時間：13時間 (最大16時間)</p> <p>▷1日の拘束時間の延長回数：<u>15時間超えは週2回まで</u></p>	<p>▷休息期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日の休息期間については、<u>原則11時間</u>としつつ、これによらない場合の上限時間、回数等について別途設ける。 <p>▷拘束時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日の拘束時間については、休息期間と同様の考え方で設定する。 	<p>▷休息期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>9時間以上</u> ・<u>11時間以上</u>とするよう努めること。 <p>▷拘束時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>13時間 (最大15時間)</u> ・<u>2日以上連続して14時間を超えてはならない。</u>
トラック		
現行		
<p>▷1日の休息期間：8時間</p> <p>▷1日の拘束時間：13時間 (最大16時間)</p> <p>▷1日の拘束時間の延長回数：15時間超えは週2回まで</p>		